大阪、昭47不33、昭47.８.15

命　　令　　書

申 立 人　日本新聞労働組合連合近畿地方連合会

申 立 人　大阪日日新聞労働組合

被申立人　株式会社　大阪日日新聞社

主　　文

１　被申立人はロック・アウトを解除し、下記の措置を含め、昭和47年４月27日以降ロック・アウトがなかったものとして取扱わなければならない。

⑴　申立人大阪日日新聞労働組合（以下「組合」という）の組合員をロック・アウト前の原職または原職相当職に就労させること。

⑵　上記ロック･アウト期間中に組合員が受けるはずであった賃金相当額を支払うこと。

２　被申立人は、申立人日本新聞労働組合連合近畿地方連合会（以下「地連」という）および組合との賃上げ問題、就業規則改訂問題等を議題とする団体交渉に誠意をもって応じなければならない。

３　被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白色木板に下記の陳謝文を墨書して、会社玄関の従業員の見やすい場所に一週間掲示しなければならない。

記

昭和　年　月　日

日本新聞労働組合連合近畿地方連合会

執行委員長　A_1　殿

大阪日日新聞労働組合

執行委員長　A₂　殿

株式会社　大阪日日新聞社

代表取締役　B₁

当社は、下記の行為を行ないましたが、これらの行為は、労働組合法第７条第１号、第２号および第３号に該当する不当労働行為であったことを認め、ここに陳謝するとともに、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

記

1　昭和 47 年４月 27 日以降貴組合の組合員に対してロック・アウトを行なったこと。

1　昭和 47 年４月４日から同月 25 日までの間の貴組合との団体交渉を誠意をもって行なわなかったこと。

1　昭和 47 年４月 27 日以降貴地連および貴組合との団体交渉に応じなかったこと。

1　昭和 47 年４月 25 日および同月 26 日、貴組合の組合員らを会議室から実力で排除したこと。

1　昭和 47 年４月 25 日、貴組合の貼付したステッカーを一方的に撤去したこと。

以上大阪府地方労働委員会の命令により掲示します。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

⑴　被申立人株式会社大阪日日新聞社（以下「会社」という）は、日刊紙大阪日日新聞の発行を主たる業とする株式会社であって、本件審問終結時の従業員数は 137 名である。

⑵　申立人日本新聞労働組合連合近畿地方連合会（以下「地連」という）は、新聞産業の労働組合で組織する連合団体たる労働組合で、その加盟組合数 19 組合、傘下の組合員数は約 7,300 名である。

⑶　申立人大阪日日新聞労働組合（以下「組合」という）は、会社従業員で組織する労

働組合であって、その組合員数は、後述する昭和47年４月27日のロック・アウト開始時までは71名であったが、本件審問終結時は57名であり上記地連に加盟している。

2　47年３月までの労使関係等について

⑴　B_2社主について

①　会社の経営状態は、42年の賃金の欠配遅配、43年の従業員数を80名に減員する合理化案の提案（ただし組合の反対で実施されなかった）等にみられるように39年以降悪化の一途をたどり、数次の経営者の交替があったが経営状態を回復させることはできなかった。そこで、当時の会社役員はB_2（以下「B_2」または「B_2社主」という）に援助を要請した。この要請を受けてB_2は、C_1（42年５月から43年６月までの代表取締役）らから会社株式を買い取り、44年１月会社の顧問となり、同年９月４日会社の商標権を取得し、翌10月には社主となり、会社経営上の有力な発言者となった。なお、B_2は社主になると直ちにB_3を顧問として招いた。同年12月、B_3は、専務取締役に就任（B_3を以下「B_3専務」という）し、以後団体交渉での会社側交渉委員長となっている。

②　B_2の社主就任後、会社の広告収入は大幅に増大し会社の経営状態は回復して、その業績は改善され向上した。

③　47年４月12日、B_2社主は、後述の激励電報をめぐる紛議等から「B_2個人として迷惑至極で今回社主を辞任します」との「申し入れ書」を会社に提出した。しかしながら、B_2は、同月13日以降も従前同様毎日出社しており、また同年６月25日に開催された第６回大阪府空手道選手権大会のパンフレットには社主としての肩書で祝辞を寄せている。

⑵　46年12月までの労使関係について

①　B_2の社主就任後、大阪日日新聞の第一面には「黒田さん公約果すため早く『春木』を再開しなさい」、「どうします？黒田さん『春木競馬場を返せ』」、「三島裁判三被告・遺志を堂々と陳述『憂国に生も死もなし』」等を見出しとする記事やC_2（B_2の実兄）、C_3（C_2の娘むこ）の記事が掲載された。これに対して組合は、上記記事は紙面の

私物化、右傾化であるとして会社に抗議するとともに編集憲章の制定を要求した。

② Ｂ₂社主は、組合に対し労資協調を強調するとともに交渉の席上等で「ニュースに戦うとか、勝ちとるとかあるが、Ｂ₂流に合わない」、「ニュースに間違いがある。出す前に私に見せてほしい」、「おれは命がけでやっているのに鉢巻を巻くなんてかんにさわる」等の発言を行なった。

③ 46年6月25日、組合は、夏季一時金3.5ヵ月プラス一律50,000円を要求し、団体交渉を重ねたが容易に合意に達することができなかった。このため組合は、7月10日午前9時30分から15分間会社玄関フロアーで決起集を行なった。この組合の玄関フロアーの使用について会社は、同日「会社施設を使用し集会等を行なう場合、慣行として組合より事前に会社施設使用願いが提出されていたが、昭和 46 年7月10日午前9時30分頃より約15分会社正面玄関内において無届で集会がもたれたことは不当かつ不法であり、会社は厳重に抗議する」との抗議書を組合に手渡した。これに対して組合は、玄関フロアーは闘争時には集会等に使用することが慣行となっており、会社もこれを制限することはなかった旨会社に文書で回答した。

④ その後、会社は夏季一時金について 1.7 ヵ月分プラス一律 25,000 円を支給する旨回答したが、支給の前提条件として㋐Ｂ₂社主に対する組合の考え方を示すこと、㋑前記玄関フロアーでの集会について反省し遺憾の意を表明すること等を組合に求めた。これに対して組合は、これら前提条件の撤回を会社に強く要求したが容れられず、結局前記㋑については、7月26日「昭和46年7月10日、無届で本社玄関において組合が行なった決起集会について組合は反省し、遺憾の意を表します」との回答書（以下「7.26回答書」という）を会社に提出し、また前記㋐につては「会社は過去幾多の起伏を経て、今日に立至ったものであるという事情をふまえて、社の現状を理解し、社主不在はありえないことを組合員の総意で確認します」とのことを口頭確認事項とすることに同意した。その結果、夏季一時金問題は前記の会社回答によって妥結した。

なお、7月26日、組合執行委員長Ａ₂（以下「Ａ₂」という）が、7.26回答書を持

参した際、Ｂ３専務はＡ２に書面を示し「これはロック通告だ。君たちが、これを（前記の前提条件のこと）のまんかったらロックを実施するところやった」と述べた。

⑤　組合は、46 年年末闘争においても、12 月 14 日、同月 15 日と玄関フロアーで決起集会を行ない、これに対してＢ３専務が同月 14 日「玄関フロアーの使用は認めない。やれば処分も辞さない」と述べたが、その後同月 17 日にＢ２社主が処分しない旨言明し、年末闘争は円満に解決した。

⑥　会社は、46 年中に道徳昂揚連盟（Ｂ２を会長とする政治結社）に 5,360 万円の政治献金を行なった。このことについて組合がＢ２社主の出席した団体交渉で説明を求めると、Ｂ２社主は「私個人の名であちこちのもめごとをおさめた礼として新聞への月ぎめの広告料をもらったものの一部を、特別手数料として連盟に献金した」旨述べた。

⑶　激励電報をめぐる紛議について

①　日本新聞労働組合連合（以下「新聞労連」という）傘下の内外タイムス労働組合（以下「内外労組」という）は、使用者と 46 年 12 月 15 日年末一時金について妥結したが、同月 22 日の支給日になっても支給されず、同月 31 日にいたってやっと妥結額の約１割が支給された。なお、Ｂ２は内外タイムス社の社主でもある。

②　12 月 31 日、組合は、内外労組に対して「経営再建をたてにした会社の組合つぶし策動を粉砕し、一時金全額獲得の日までがんばれ。Ｂ２を先頭とする経営者の悪らつなやり方に対し、わが労組もともに闘う」との激励電報（以下「激電」という）を打電した。

③　激電の事実を知った会社は、47 年１月 26 日、組合にＢ２社主の同席する団体交渉を申し入れ、同日その団体交渉が開催された。同交渉の席上、Ｂ２社主は、同人が内外タイムス社に 5,000 万円送金したが、同社経営陣がはっきりしないため支給されていないと説明し「君らが私のことを悪らつというのならそれでもよい。嫌らわれるところに金を出すことはない。ゼロ回答でも遅配になってもかまわんのか。それとも今回のことは若気のいたりということなのか。組合員全員と話し合いたい」と

述べた。これに対して組合は「悪らつとの表現は、内外労組に一時金がまだ支給されていないのだから当然だ。大衆団交については検討する」と答えた。そして翌 27 日、組合は「大衆団交」には応じられない旨会社に回答した。

3　47 年春闘について

⑴　団体交渉等について

①　47 年３月６日、会社は、組合に対して会社施設内での政治活動の禁止、就業時間内組合活動の全面禁止、基本給への査定導入、定年 60 才を 55 才に変更等を内容とする就業規則改訂案を提示し、４月１日からこれを実施したい旨通告した。これに対して組合は、上記就業規則改訂案の白紙撤回を要求したが、会社はこれに応じず、実施時期のみ後述４月４日の団体交渉で５月１日まで延期すると答えた。

②　３月 29 日、組合は、平均 17,930 円の賃上げ、５名の人員補充等を内容とする要求書（以下「3.29 要求」という）を会社に提出した。

③　会社と組合は 3.29 要求等について４月４日以降次のとおり団体交渉を行なった。

項　目	月　日	開催時間	内　容
第１回 団体交渉	４月４日	約 15 分	Ｂ３専務が、3.29 要求については文書回答をすることができない。具体的な回答をする前に組合は激電問題を処理すべきである。また就業規則の改訂については前述のとおり実施時期を１ヵ月延期する旨回答した。
第２回 団体交渉	４月７日	約 30 分	会社が、激電問題について組合の態度変更の有無をたずね、これに対して組合が態度は変わらない旨答えると、Ｂ３専務はそれではＢ２社主をあてにしての回答はできないので、社独自の回答を 10 日に行なう旨回答した。
第３回 団体交渉	４月 10 日	約 35 分	会社は「現状では組合の要求に応じるには社主の資金援助なくしてはいまだほど遠いものがある。こうした中での組合要求に対し、会社は社主と切りはなして答える」として㋐平均 3,000 円の昇給、㋑人員補充は全社的な人員構成の中で行なうべく検討中との旨文書をもって回答し、Ｂ３専務は 3,000 円が会社としてのぎりぎりいっぱいの回答である旨述べた。
第４回 団体交渉	４月 13 日	約 25 分	組合は、上記 3,000 円の回答は超低額回答だとして上積みを要求したが、会社は会社独自としてはせいいっぱいであるとして上積みに応じず、またＢ２社主から辞任通知のあった旨を伝えた。
団体交渉 申　入　れ	４月 14 日		組合は、会社にＢ２の出席する団体交渉の開催を申し入れた。

項　目	月　日	開催時間	内　　容
第５回 団体交渉	４月 14 日	約 35 分	激電問題等について話し合われたが、Ｂ２は「悪らつという組合に嫌けがさしており手を引いてやろうかと思っている」等と発言し、交渉は進展しなかった。
第６回 団体交渉	４月 17 日	約 15 分	組合は上積みを要求したが、Ｂ３専務は「前回の団交でも進展しなかったのだから、これ以上やっても再回答は出せない」と述べ、組合要求に応じなかった。
第７回 団体交渉	４月 19 日	約１時間 30 分	会社側からＢ２、Ｂ３専務ら５名、組合側から組合員 47 名が出席して団体交渉が行なわれた。席上、Ｂ２とＢ３専務は「激電問題について、失礼しましたといえばいいのに組合はあれは正当だという。ほんとに愛想がつきた」、「激電問題は回答の条件といっておいた。本来ならゼロ回答だ」等と述べて激電問題に固執し、組合の上積み要求に応じなかった。
第８回 団体交渉	４月 21 日	約 15 分	会社は組合の玄関フロアーでの集会に関して通告書（後述）を手渡し、交渉は同問題について終始し 3.29 要求については話し合われなかった。
第９回 団体交渉	４月 24 日	約 40 分	Ｂ３専務が、４月 26 日に組合の上積み要求について回答する旨述べたが、組合は同月 25 日中に回答するよう強く要求した。
団体交渉 申 入 れ	４月 25 日		同日朝、組合は、Ｂ３専務に団体交渉の開催を求めたが、同専務は明 26 日に回答することになっているとして応じなかった。これに対して組合は、ステッカーを貼る旨通告し、その後ステッカーを貼った（この件については後述する）。
第 10 回 団体交渉	４月 25 日	約 15 分	会社からの申入れで開催され、Ｂ３専務からステッカーを撤去することを条件として 3,000 円の上積みをするとの回答があったが、組合は上記の条件と額を不当であるとして拒否した。するとＢ３専務は「そういうことならステッカーを会社がはがす」と組合に通告した。
団体交渉 申 入 れ	４月 25 日		後述
団体交渉 申 入 れ	４月 26 日		組合の申入れに対して会社は、組合の態度が変わらなければいくら団体交渉を重ねても同じことだとして応じなかった。

④　前記団体交渉が多くの場合約 15 分から 40 分間程度の短時間となったのは、Ｂ３専務の東京出張や来客との応対等を理由とする同人のつごうによってである。

⑤　４月 25 日午後３時ごろ、秘書室でＡ２ら組合役員６～７名は、Ｂ３専務と総務局次長兼総務部長Ｂ４（以下「Ｂ４部長」という）に対して団体交渉の開催と誠意ある回答の提示を求めた。その後Ｂ３専務らは、応接室で話合うことになり、ガードマン（後述）３名が同行した。

Ｂ3専務らが応接室に入ると、すぐ当時ストライキ（後述）中の組合員約40名がやって来て、約20名が応接室に入り残る約20名は応接室入口の廊下にいた。その後、常務取締役編集局長Ｂ5（以下「Ｂ5局長」という）は、応接室の状況を知って同室に赴いた。

そして応接室内において、Ｂ3専務、Ｂ5局長およびＢ4部長とＡ2ら組合員20数名は、ガードマン３名が同席するなかで、激しく口論した。

この応接室での口論は約30分行なわれたが、結局Ｂ3専務らは団体交渉は開催できないとの態度を変えず、平穏に応接室から退出した。

⑥　会社は、ロック・アウト（後述）開始後、非組合員で組織する従業員会との話合いの結果、５月分賃金から平均7,800円の賃上げを行なった。

⑵　組合の争議行為等について

①　組合は、４月13日3.29要求について、また同月22日就業規則改訂案の白紙撤回要求について、それぞれストライキ権を確立した。

②　組合が、４月19日以降行なったストライキは次のとおりである。

月　日	時　間	参加人員	内　　容
４月19日	16:00～17:00	８名	指名スト
４月20日	9:30～9:45	組合員全員	玄関フロアーでの決起集会
	不明	約20名	指名スト
４月21日	9:30～9:45	組合員全員	玄関フロアーでの決起集会
	16:00～17:30	約10名	指名スト
４月22日	16:00～17:30	組合員全員	会議室で集会
４月24日	9:30～9:45	〃	玄関フロアーでの決起集会
４月25日	9:00～11:00	〃	玄関フロアーで集会を行った後、社内デモを行い、ステッカーを貼る。
	13:00～17:30	〃	ガードマンによるステッカー撤去（後述）に対する抗議スト
４月26日	9:00～17:30	〃	全日スト。午後１時と午後４時に社内デモ（後述）

③　組合と会社の間にはストライキについての通告義務を規定した労働協約はなく、

従来前からストライキの直前に組合員が口頭で各所属長に通告しているのみであって、前記の各ストライキについても組合は従前同様の方法で通告して決行した。

組合は、前記各ストライキの決行について、組合ニュースに４月 15 日には「20 日早朝決起集会」、同月 21 日には「22 日午後４時 30 分から全面時限スト、24 日早朝決起集会」、同月 24 日には「25 日始業時から午前 11 時まで全面時限スト、ステッカーはり、26 日全日全面スト」等それぞれスケジュールを記載した。そして組合ニュースは、従前から非組合員を含む全従業員に配布されており、また会社はその入手に努めて、これを保存している。

④　会社の社屋は、会社所有の大阪日日新聞会館（以下「会館」という）の２階と３階の一部となっており、会館の会社使用部分の外は、会社が他企業（30 数社）に賃貸している。

組合は、前記玄関フロアーでの集会について事前に使用届をＢ４部長に提出したが、同部長は使用は認められないとしてこれを受け取らなかった。

会社は、前記４月 20 日以降の玄関フロアー使用について、それぞれ同日づけで「(7.26 回答書において組合は）玄関使用の不当性を認識していながら、なおかつ許可なく使用された。……よって会社は就業規則にもとづき、後日賞罰委員会を開き、その処分を決定する」等と文書をもって組合に通告した。

これに対して組合は､会社のこの通告は不当であるとして文書で会社に抗議した。

⑤　前記４月 25 日の団体交渉申入れ後、組合は約 100 枚のステッカーを会館の玄関フロアー、階段、廊下の壁、エレベーター、会社事務室内等にセロテープで貼った。これらステッカーの内容は、主として 3.29 要求、就業規則改訂の白紙撤回等を内容とするものであったが「Ｂ２体制との対決」、「Ｂ３出ていけ」等と記載されたものもあった。ところが同日の団体交渉終了直後、会社は「東亜警備保障」所属のガードマン３名にこれらステッカーをすべて撤去させた。

⑥　前記４月 26 日の社内デモは、会館２階廊下を中心として行なわれた。組合は、このデモで当初携帯用スピーカーを使用してシュプレヒコールを行なっていたが、会

社からスピーカーを使用すれば排除する旨の申入れを受けたためその使用を中止した。

⑦　４月 25 日、組合は、会社に午後 10 時までの使用届を提出して、会議室で翌 26 日の全日ストを控えて闘争委員会を行なっていた。同日午後 10 時ごろ、Ｂ４部長はＡ２に使用届は午後 10 時までとなっているとして退去するよう求め、これに応じなければ実力で排除すると申し入れた。これに対してＡ２は、討議が終了していない事情を述べ、同部長に会社役員に連絡して使用を認めるよう要請した。しかし、Ｂ４部長はこれに応じず、ガードマン５名に闘争委員一人ひとりを実力で排除させた。

同月 26 日、組合は、内外労組のオルグ２名の参加をえて会議室で集会を開催していたが、午前 11 時 40 分ごろ、Ｂ５局長は、部外者の参加する会議室の使用は認められないとしてＡ２に内外労組の２名を退去させるよう求めた。これに対して組合は、従前から地連役員等の参加する会議室使用が何ら問題とされていないこと等から内外労組員の参加する会議室使用は正当だとして集会を続けた。すると会社は、ガードマン６名に指示して前記オルグ２名を実力で排除した。なお、この際組合員２名が約５日間の通院加療を要する負傷をおった。

⑧　４月 25 日、ストライキに参加していた編集局整理第２部所属の組合員Ａ３の仕事を非組合員某が行なったが、新聞 3,000 部の「ミス刷り」がおきた。これによる損害は 37,000 円程度であった。

⑨　なお、前記ストライキ中も新聞は発行されその発行部数にもさしたる変化はなく、47 年４月以降も、会社業績は向上のすう勢にある。

４　ロック・アウトについて

⑴　４月 26 日の状況について

①　組合は、当初４月 26 日の全日ストをやま場として同月中に春闘を終結する方針であったが、前記のとおり同日会社が団体交渉に応じない等組合の期待する回答を得ることができなかったため、翌 27 日からは就労し新たにやま場を設定することを決定した。

② 4月26日、A2らは、代表取締役B1、B3専務およびB5局長に会って、明27日は就労する旨伝え、また27日、28日と私鉄ストが予定されていたことから出社の遅れた場合の取扱いについてたずねた。すると、B3専務がB4部長に話してくれと答えたためA2らは同趣旨をB4部長に伝えた。

その後、B4部長はB3専務らと協議した結果、同日午後6時ごろA2らに「明日就労してもらうと困る」と述べ、これにA2らがその理由とロック・アウトであるか否かをたずねると、同部長は「ロックではない。就労されるとローテーションが狂うから困る」と答えた。

⑵ 4月27日の状況について

① 4月27日、組合員は午前9時出勤者と同9時30分出勤者の2組に分れて玄関前に集合し、それぞれ各職場に入り就労した。

② 同日午前10時ごろ、会社の申入れで団体交渉が開催され、その席上会社は、同日正午以降組合員全員を対象にロック・アウトを実施する旨文書をもって通告した。

③ この通告を受けた組合は、急きょ会議室で全員集会を行ない、同通告に抗議して就労する旨を決定し、各職場でそれぞれ就労を続けた。

④ しかし、同日正午、会社は約20名のガードマン（内3名は制服着用の「東亜警備保障」所属のガードマンであるが、他は私服の者であった）によって、就労中の組合員全員と組合から連絡を受け来社していたC4ら数名の弁護士を一人ひとり実力をもって会社社屋から排除した。会社は、その後本件審問終結時にいたってもロック・アウトを継続している。

⑶ 就労要求と団体交渉申入れ等について

① 組合は、4月27日以降連日3.29要求と就業規則改訂等に関する「団交要求書」と「ロックに対する抗議と就労要求」と題する文書を会社に手渡した。

また地連は、5月13日文書で3.29要求等を議題とする団体交渉の開催を会社に申し入れた。

② これに対して会社は、5月1日組合に「すべての闘争体制を解き、業務命令に従

って完全に秩序を守ることが確認されるならば、会社は就労を受け入れるにやぶさかでない。また団体交渉についても同様、闘争体制下、多衆による不当な威圧を加えないという保障が得られるならば、会社は応じる用意がある」と文書で回答し、また同月 13 日地連に「あくまで会社と組合間の自主交渉において解決の方途を見出すべく考えています。もとより貴労連との団体交渉を拒む所存ではありませんが、まず自主交渉の道を開くことが至当と思われます」とそれぞれ文書で回答した。その後も会社は、本件審問終結時にいたっても団体交渉に応じていない。

③　４月 27 日のロック・アウト開始後、組合は会社に就労等を要求して、玄関前での抗議集会、会館周辺でのデモ行進、会社の行為等を非難するビラの配布等の活動を活発に展開した。

④　５月に入って、会社は、会館の賃借人から１日も早く事態を収拾し業務を円滑に遂行できるよう配慮されたい旨の申入れを受けた。

第２　判断

１　団体交渉について

⑴　申立人らは、４月４日から同月 25 日までの間の団体交渉において開催時間を一方的に短時間とし、組合の正当な行為に難くせをつけ交渉の進展を阻害した会社の態度は実質的な団体交渉拒否であり、また４月 27 日以降会社は何ら正当な理由なく団体交渉に応じていないと主張する。これに対して会社は、団体交渉が途絶えているのは、①平穏な状態での交渉が期待できないこと、②交渉内容が実現不可能なものであること、③組合には誠実に交渉する態度がないこと、④組合の真実の交渉目標は経営権の奪取であり、経済要求は２次的なものであること、によるものであると主張する。

よって以下この点について判断する。

⑵　まず、４月４日から同月 25 日までの間の団体交渉の実情についてみる。会社は、前記主張②・③において組合がＢ２社主の援助なしには 3.29 要求に十分回答しえないことを知りながら激電問題を解決する努力をせず、Ｂ２社主と会社を不当に攻撃し、要求実現を自ら不可能とし、また組合は第９回団体交渉で会社が４月 26 日に回答する旨

組合に約束したのに同月 25 日にストライキを行ない、さらに同日組合が会社に団体交渉に応じなければステッカーを貼ると通告したことに対して、会社は団体交渉に応じる旨回答したのにステッカーを貼ったと組合の態度を非難している。しかしながら、㋐前記認定のとおり内外タイムス社の社主はＢ２であること、また同労組が組合と同じ新聞労連傘下の労働組合であること、さらに切迫した状況におかれていた内外労組員の当時の事情等を考えれば、組合が年末に激電を打電したことは非難さるべき行為とは認められず、会社が激電について組合に陳謝を求め、数次にわたる団体交渉でこれを 3.29 要求への回答の前提として固執し続けた態度は穏当をかくこと、㋑５月に非組合員には 7,800 円の賃上げが行なわれているのに組合への回答が 6,000 円であったこと、㋒第９回団体交渉において、会社が４月 26 日に上積み回答をしたい旨主張したのに対し、組合は同月 25 日中に回答することを求め結論が得られず、両者間に何らの約束はなく、従って会社の組合に対する約束不履行についての非難は当を得ないこと、㋓４月 25 日にステッカーを貼ることは、同月 24 日の組合ニュースですでに明らかにされており、前もって組合が予定していた行為であって、かつ組合が会社の低額回答に終始する態度に抗議したものであって団体交渉応諾を条件にこれを中止するとの態度を示したとは認められないこと、等を併せ考えれば、会社の前記②、③の主張は失当である。従って、会社側交渉委員のつごう等で開催時間を制限したり、また激電問題に固執する一方的な会社の態度には、団体交渉によって 3.29 要求を解決しようとする誠意は認められず、団体交渉における使用者の義務の遂行を怠ったものといわざるを得ない。

⑶　次に、４月 27 日以降本件審問終結時まで、会社が団体交渉に応じていないことについてみる。

会社は前記主張①、④において、４月 25 日組合はＢ３専務を軟禁して回答を迫った等として組合を非難している。しかしながら、㋐４月 25 日の応接室での口論については、応接室の内外に組合員約 40 名がいたとしても、Ｂ５局長が一人で同室に入り、約 30 分後にはＢ３専務らが平穏に退出していることやガードマン３名が側近にいたこと

等からみて軟禁状態になかったことは明らかであること、㋑会社が主張する組合の真実の交渉目標が経営権の奪取にあったとの事実を認めるに足る疎明のないこと等より考えて会社の前記主張①、④は失当である。しかして、4月25日までは一応形式的ではあるにせよ交渉に応じていた会社が、同月 27 日以降は連日の組合からの団体交渉申入れならびに5月 13 日の地連からの団体交渉申入れを無視し一貫してこれを拒否し続けており、その拒否について何ら正当な理由は認められない。

⑷　以上要するに、会社の主張はいずれも採用することができず、本件団体交渉についての会社の態度は労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

2　ロック・アウトについて

⑴　申立人らは、本件ロック・アウトはこれを開始、継続するについて何らの緊急性・必要性も存在せず、またその目的・手段・態様からみて不当・違法なものであって組合破壊を意図する明白な不当労働行為であると主張する。これに対して会社は、①ロック・アウトの違法・不当性は法体系上不当労働行為とは別個の面で論ずべきことであって、そうでないとロック・アウトそのものを否定する結果になり、本件申立人らの請求は違法なロック・アウトを不当労働行為の問題とすることを前提としており却下されるべきであり、②また仮りに却下が認められないとしても、組合の争議行為は、㋐その本質において政治・思想闘争の一環として経営権を奪取し、組合管理新聞とすることを目標としており、㋑ストライキが抜打ストで業務に壊滅的打撃を与えることを目的とする等違法・不当なものであり、このことによってB₂を刺激し同人を会社資金関係から離脱させることは、会社が瞬時にして倒産することに直結し、また組合のストライキが継続され激化する状況にあったため会社としては、新聞の発行停止、企業の倒産を座視しえず企業防衛上必要かつ緊急やむを得ず、組合の不当・違法な争議行為に対抗してロック・アウトを実施し、その後も偽装就労の申入れ等組合の姿勢に何ら事態の変化がなくやむなくロック・アウトを継続しているものであって、何ら不当労働行為とされる点はないと主張する。

よって、以下これらの点について判断する。

⑵　まず、前記会社主張①についてみるとロック・アウトが労働者に対する使用者の行為としてなされる以上、それが不当労働行為の存否の判断の対象となることは当然のことであって前記の会社主張は失当である。

⑶　次に前記会社主張②についてみる。

①　まず、組合の争議行為の目的について考察すると、本件争議行為が 3.29 要求を目的として行なわれたことからみて、本件争議の目的が経営権の奪取にあったとする会社の主張はとうてい容認することができない。

②　次に、本件争議行為の手段・方法についてみると、㋐本件労使間にストライキ予告義務を定めた労働協約はないのであって、本件ストライキが「抜打スト」であったとしてもこれを違法視することはできず、さらに組合ニュースにそのスケジュールが発表されていることからみて当然会社は事前に十分了知していたと考えられること、㋑玄関フロアーでの分会についてみると、7.26 回答書は無届使用についてのことであって、会社が受領を拒否してはいるが、組合は使用届を提出していることと従前の慣行等からみて、このことで組合を不当として非難することはできないこと、㋒ステッカーの貼付、社内デモについてもこれによって会社施設や業務に特段の支障があったことは認められないこと等を総合すると、本件争議行為が手段において不当・違法であったとする会社の主張は容認できない。

③　そこで組合の争議行為と会社の業務遂行との関連についてみると㋐４月 24 日の「ミス刷り」の原因が、組合員Ａ₃の責任によるものだとの疎明はないこと、㋑組合のストライキ中もほぼ正常に新聞が発行され、しかもＢ₂社主就任後の会社業績の向上すう勢に変動のないこと、㋒非組合員に 7,800 円の賃上げが実施されていること、㋓４月 27 日以降に争議が激化する状況にあったとも組合が偽装就労戦術をとったとも認められないこと等よりすれば会社の勤務ローテションにある程度の支障があったことは認められても、そのことによって直接会社業務の遂行に著しい支障があったとは考えられず、いわんや会社が倒産にいたる状況にあったとは認められない。従って企業防衛上必要かつ緊急やむをえずロック・アウトを開始したとする

会社主張は、とうてい容認できない。

以上要するに、会社の主張はいずれも失当である。

⑷　しかして、本件ロック・アウトを開始し継続している会社の真の意図についてみると、会社は、前記判断のように3.29要求をめぐる団体交渉には誠意を示さず、4月27日以降は何ら正当な理由もなく団体交渉を拒否し続けており、また同日以降の組合の就労要求を一方的に偽装就労の申入れであるとして拒否しているのであって、これらの事情からみて、会社が組合組織の弱体化ないし破壊を意図して先制的かつ攻撃的手段として、本件ロック・アウトに及んだものと認めざるをえず、この会社の行為は労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為である。

３　ステッカーの撤去とガードマンによる実力排除について

⑴　申立人らはガードマンによって組合の貼付したステッカーを破棄し、また組合員らを会議室から暴力的に排除した会社の行為は明白な不当労働行為であると主張し、これに対して会社は、ステッカーは会社事務室内をはじめ賃借人との共用部分である階段、エレベーター、玄関等に貼りめぐらされたこと、ガードマンが暴力を振った事実は全くなく、職務上の規律を逸脱することはなかったこと等をあげて不当労働行為ではないと主張するので、以下この点について判断する。

⑵　まず、ステッカーの撤去についてみると、前記認定のように組合のステッカー貼付については、階段、エレベーター、玄関等の賃借人との共用部分への貼付が含まれており、組合の行為に行き過ぎのあった点も認められるが、会社ならびに会館の施設管理上特段の支障があったとも認められず、また当時会社が低額回答に固執して団体交渉に誠意を示さず緊迫した労使事情にあったことを勘案すれば、全体としてこれらの行為は容認せられるべき正当な組合活動であったと認められ、これを一方的にはぎ取った会社の行為は、組合活動の妨害であるといわざるをえない。

⑶　次に会議室からの実力排除についてみると、①本来、労使間の利害対立による紛議は、暴力を排し、法を遵守して当事者間の交渉等によって自主的に解決すべきものであるが、本件紛議において会社は、その労使間の対立のなかに安易にガードマンを導

入し、性急に自己に有利な紛議の解決をはからんとしていること、②４月 25 日の会議室使用については、届出では午後 10 時までになってはいるが、組合が事情を説明し延長を要請したのに対して、会社は施設管理上午後 10 時を期して組合員を退去させる特段の必要も認められないのにかかわらず、午後 10 時を期して、実力をもって退去させていること、③４月 26 日の内外労組オルグ２名の集会参加については、従前の慣行の点から、また会社施設管理上からみても会社に特段の支障は認められないこと等の諸点を総合すれば、会社の真意は 26 日の全日ストを控えての組合の会議を妨害し、また組合と内外労組との協力関係を嫌悪するところにあったといわざるをえない。

⑷　以上の判断を総合するとステッカーを撤去し、組合員らを会議室から実力排除した会社の行為は、組合組織の弱体化を意図する労働組合法第７条第３号に該当する不当労働行為といわざるをえない。

以上の事実認定および判断にもとづき当委員会は、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条によって主文のとおり命令する。

昭和 47 年８月 15 日

大阪府地方労働委員会.

会長　川　合　五　郎